長野県ダンススポーツ連盟 会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、長野県ダンススポーツ連盟(以下「本連盟」という) 規約第7条に定める会費について定めることを目的とする。

(会費)

第2条 本連盟の会員の会費は、次のとおりとする。

会費 年額500円

(選手会費)

第3条 本連盟の会員で、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟の選手登録をしている者は、次の選手会費を納めるものとする。

選手会費 年額1500円

(改定)

第4条 この規程の改定は、総会の決議によって行うものとする。

附則

この規程は、2022年4月1日制定する。